

■能勢町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例(案)同条例施行規則(案)ご意見及び回答

意見募集期間 令和5年7月10日(月)～令和5年8月10日(木)

意見提出者数:9名

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
1		<p>以下の3つ用語の内容が不明なので明確にしてから、もう1度パブコメを募集してほしい。内容がわからないので審議のしようがないです。</p> <p>「相談窓口」 事業者・地権者・(不安のある)近隣住民などが相談するのか？ 複雑な相談を受けるのは協議会でその窓口なのか？</p> <p>「能勢町再生可能エネルギー発電事業検討協議会」 メンバーは？ 町長の諮問機関なのか？ 相談窓口との関係は？ 問題が発生した時だけの協議会なのか？ どんな時に協議するのか？</p> <p>「促進事業」「促進制度」 内容は？</p>	<p>「相談窓口」は相談を受ける窓口です。相談内容によりまして、関係部署に連絡する等その対応を行います。</p> <p>「能勢町再生可能エネルギー発電事業検討協議会」は規則に定める事項について町長が助言を求めることができる機関です。その事項につきましては施行規則(案)の第3条に記載しています。委員等協議会の詳細につきましては今後要綱で定めさせていただきます。</p> <p>「促進事業」は条例施行規則(案)の第13条に記載しています。「促進制度」につきましては今後定める予定です。</p>	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
2	条例 タイトル	<p>「能勢町再生可能エネルギー発電事業～」 「能勢町再生可能エネルギー(太陽光・風力)発電事業～」 に変更してはどうか。</p>	<p>条例(案)第3条第2号に記載 のとおり太陽光、風力、水力、 バイオマスについての条例と しています。</p>	無
3	前文	<p>「～環境・社会・経済の総合的な発展に～」 「～環境・社会の総合的な発展に～」に変更してはどうか。 行き過ぎた資本主義の結果が気候危機を加速させている。 「経済の発展」という言葉には、違和感があります。また、「社 会」という範疇に「経済」も含まれるかとも思います。ここでは 「経済」を削除してはどうでしょうか。 「～地域と共生する再生可能エネルギーの導入～」 「～地域と共生する再生可能エネルギー発電の導入～」に 変更してはどうか。 発電をいれないと、太陽熱温水器なども含まれることにな る。</p>	<p>地球温暖化対策と環境・社 会・経済については総合的に 発展することが重要と考えて います。 この条例(案)では再生可能エ ネルギー発電事業のみを規定 しますが、理念としましては発 電以外の再生可能エネルギー の導入も推進すべきと考えて います。</p>	無
4	第1条	<p>「～本町固有の自然環境～」 「～町の自然環境や～」又は「～町の里山的自然環境や～」 に変更してはどうか。 能勢町は町と略すことをすぐ上に書いています。 能勢町の固有種はないはずですので、固有は不要。 「～エネルギーの自立化～」 「～電力供給の自立化～」又は「～電力の自立化～」に変更し てはどうか。</p>	<p>「本町」につきましては「町」に 変更します。 エネルギーの自立化につきま しては発電事業により電力の 自立化だけではなくエネルギー の自立化を図ることを目的 としています。</p>	有

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
5	第2条	<p>「基本理念及び町、発電事業者、住民の責務」 「基本理念及び町、発電事業者の責務と住民の協力」に変更してはどうか。 タイトルに「責務」(果たさなければならぬ務め)、文末には「努めなければならぬ」(努力義務)矛盾はないか？住民の責務は重すぎる。 「～地域に根差した持続可能なエネルギー資源で～」 「～地域に根差した持続可能な資源で～」に変更してはどうか。 主語が再生可能エネルギーは、なのでエネルギーは不要。 「～町、事業者及び～」 「～町、発電事業者及び～」に変更してはどうか。 すぐ下には「発電事業者」になっている。 「～適切かつ最大限に～」 「～適切かつ有効に～」に変更してはどうか。 最大限は無理があると思う。</p>	<p>努力義務を責務と表現することには矛盾はないと考えます。 エネルギー資源と表現しても問題ないと考えます。 第1項に規定している事業者は発電事業者だけではなくすべての事業者という意味です。 最大限に利用するよう努めることを記載しており最大限利用しなければならないものではありません。 条例(案)第2条の記述ではわかりにくいことから、第2条4項以降を別条にします。</p>	有
6	第2条 2	<p>「～地域の活力の向上及び持続的発展に資する～」 「～地域の活力の向上に資する～」に変更してはどうか。 太陽光パネルの廃棄の事もこの条例では触れています。持続的なら、廃棄したらまたすぐに設置しないとイケない様思う。</p>	<p>地域の持続的発展に努めることであるので、発電事業を継続しなければならないとの意味ではありません。</p>	無
7	第2条 3	<p>「～地域活性化等の視点も取り入れた～」 「～社会的責務、地域活性化等の視点も取り入れた～」に変更してはどうか。 太陽光パネルの製造には人権問題で懸念があることがあります。製造業者のCSRやトレーサビリティを明確にした資材や設備を使うようにしてほしいです。</p>	<p>製造業者のCSRやトレーサビリティについては、国や再生可能エネルギー推進機構等の動向に即した対応といたします。</p>	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
8	第2条 4	「発電事業者は、関係法令を遵守し、再生可能エネルギー発電事業と地域との～」 「再生可能エネルギー発電事業者は、関係法令を遵守し、地域との～」に変更してはどうか。	第2条第4項から第6項を別条にするにあたり、(定義)第3条の後に記載します	有
9	第2条 6	「～第1条に定める目的に～」 「～前条に規定する目的に～」に変更してはどうか。 第2条 4の言い回しと合わせる。	別条にするにあたり、第2条第4項の記載を前条から第1条にします。	無
10	第3条(2)	「太陽光・風力・水力・バイオマス」 「太陽光・風力」に変更してはどうか。 水力・バイオマスのゾーニングはしていない。太陽光・風力だけでいいのではないか。	区域については規則で定めるとしています。規則で定めることができるのが太陽光・風力・水力・バイオマスであることを規定しています。 条例(案)第4条第1号の規定は水力、バイオマスにも適用されます。	無
11	第4条(1)	建築基準法第2条第2号 特殊建築物の中に学校、体育館、病院、集会場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、火葬場、汚物処理があるが、これらの建築物は適用ということでもいいのか？	建築基準法第2条第1号にご意見の建築物は含まれていません。	無
12	第5条 3	「～区域、規則～」 「～区域は、規則～」に変更してはどうか。	変更します。	有

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の有・無
13	第 14 条	「～説明会を開催する～」 「～説明会、意見交換会を開催する～」に変更してはどうか。 一般的に説明会には、質疑応答や意見交換があるが、きっちりと明文化するべきです。 以前、某市長は説明会なので、質疑応答はなしとしたので、会場は大混乱した事がありました。 「当該事業区域の周辺関係者」は景観や反射影響のある地域の方々や傾斜地であれば当該地区の下流の方々も含めてほしいです。	周辺関係者への周知の方法、範囲を含め、発電事業者は周辺関係者の理解が得られるように努めなければならないとしています。その結果の報告をしなければならず、町はその報告により判断します。判断にあたりましては協議会に助言を求めることとなります。	無
14	第 16 条	許可の取消しがあっても、もう完成していたらどうなるのでしょうか？ 第 27 条の違反措置になって、適正な措置がなされるのですか？	条例(案)第24条、第25条、第26条、第27条の対象となります。	無
15	第 18 条	「再エネ備」 「再エネ設備」に変更してはどうか。	変更します。	有
16	第 18 条 2	「再エネ備」 「再エネ設備」に変更してはどうか。 改行ミスあり。	変更します。	有
17	第 24 条	「再エネ事業が、生活環境などに～」 「再エネ事業が、周辺の自然環境や生活環境などに～」	生活環境などに含まれると考えています。	無
18	第 27 条	罰則規定はなくていいのか？ 第 25 条(命令)、第 26 条(公表)はわかるが、第 27 条「適正な措置」が全くわからない。	関係法令による措置としています。	無
19	施行規則 第 8 条(4)オ	名簿について、匿名でも説明会・意見交換会に参加できるようにしてほしい。 最低でも 20 年は稼働する設備です。10 代 20 代の若者にも参加を促せる仕組みが出来ないもののでしょうか？	周辺関係者であることを証することは匿名ではできないと考えます。	無
20	様式 第 1・5・12・13 号	地権者の同意の欄も必要ではないのか？ 発電事業者と地権者が同一でない場合もある。	添付書類において確認することを考えています。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の有・無
21	様式第1・4・5・7号	添付書類に設備資材のトレーサビリティも追加してほしい。	回答7のとおりです。	無
22	様式第8号	周辺関係者の代表3名の確認署名も必要ではないか？ (3名は私の主観で適当です。1名では少ない。5名まで。)	周辺関係者の確認については添付書類で行えると考えています。	無
23	全体として	2001年に公布された能勢町環境基本条例の精神に反しないようにしてほしい。	能勢町環境基本条例の精神には反していないと考えています。	無
24	条例 第6条	「協議会の設置」 協議会にはどのような人が加わるのか。専門家だけでなく、住民が委員として参加でき、傍聴ができるようにしていただきたい。	回答1のとおりです。	無
25	第12条2	「深刻な問題を発生させるおそれが限定的である」とは、その問題が深刻かどうか、また限定的かどうか、誰がどのようにして判断するのか。	専門的な知見が必要な事案につきましては協議会に助言を求めます	無
26	第12条3	能勢町はレッドリストを作り生物多様性の保全を重要と考えています。 自然環境の保全のためには設置に際し、どのような条件がつけられているのかが不明です。 その他、認可に際しとられた手続きや書類の情報公開と専門家を交えた透明性のある判定委員会の設置を求めます。	回答25のとおりです。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
27	第14条	「当該事業区域の周辺関係者」への説明会について事業区域とはどこをさすのか。設置された地元の区民だけではなく、広い範囲に影響を及ぼす可能性があります。説明会の開催は広報などで知らせ、希望者が出席し、説明を聞くだけでなく、意見交換できることが周辺の理解のために必要だと思います。	事業区域とは発電事業を実施する場所となります。周辺関係者への周知は発電事業者が実施するものです。結果については回答13のとおりです。	無
28	第18条	維持管理と廃止について適切に維持管理が行われない場合、条例に違反して廃棄が行われた場合、勧告、命令に従わない場合は町はどういう措置を取るのか。氏名住所の公表だけでは、違反による損害を賠償させることができない。委託金をあらかじめ徴収し廃止時に返還するなど、町民に被害がおきた場合など、万一の時に損害を賠償する制度を設けるべきではないか。	条例(案)第24条、第25条、第26条、第27条での対応となります。この件につきましては再エネ事業に限らずすべての事象が当てはまるものであり、関係法令に基づき措置が行われるものです。	無
29	条例 環境配慮他事業の 周知 第14条	説明会を開催した後、反対意見が多い場合許可されるのか？地域への理解を得るまで何度も説明会が開催されるのか？	回答13のとおりです。	無
30	協議会の設置 第6条	協議会のメンバーは誰がどのように選定するのか？また何人選ばれるのか詳細が知りたい。	回答1のとおりです。	無
31	第1条	“エネルギーの自立化と安全性を高める”とあるがパネルだけ増えて町外に電気が流れるということはないのか？地域で使う電力以外にも許可が下りる可能性はあるのか？	条例(案)、施行規則(案)に規定している要件を満たせば許可することになります。発電した電力の供給先を限定することは考えていません。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の有・無
32	第15条	「町長が再エネ事業の施設設置基準を定める」とあるが、時の町長によって、判断の基準が変わるということですか？その施設基準は住民にも知らされ、住民の意見も取り入れてほしいです。	施設設置基準は規則に定めるとしています。そのため施行規則(案)につきましても意見を伺っています。	無
33	第14条	「当該事業区域の周辺関係者に説明会を開催する」とありますが、周辺関係者だけでなく「説明会を聞きたい」という住民には皆参加できるようにしてほしいです。地域の生物の情報に精通している人や下流で交錯している人(水の流れ等変化する可能性がある)など。パネル設置する下部に住宅がある場合は必ずその住民が全員が説明会に参加できるように。	回答13のとおりです。	無
34	第18条	発電事業者がきちんと点検を実施しているか住民が把握できるようにしてほしい。また事業者だけでなく住民が被害が発生するおそれに気が付いた場合、適切な措置をとるように事業者に求められるようにしてほしい。	発電設備の点検は電気事業法に則る法定点検です。	無
35	第6条	協議会のメンバーはどのように選出されるのか？事業者よりのメンバーばかりにならないようにしてほしい。	回答1のとおりです。	無
36	第5条	区域の設定、見直しは重要なので、町の一存で決めるのではなく、議会の承認を必要とするようにしてほしい。	区域の設定、見直しは協議会での助言を受け、パブリックコメントによる住民意見の聴取及び議会への説明が必要と考えます。	無
37	前文	森林による吸収源の最大化をうたっているのなら山林の木を切って設置する太陽光パネルを禁止すべきです。	森林による吸収源の最大化のため森林資源整備を進めます。条例は区域設定を行い、保護しなければならない地域、配慮が必要となる地域を定めます。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
38	第6条	協議会は個別の事案について条例区域で許可するか否かの意見を具申することができるのですか？協議会には、少なくとも地元区長さんが入り事案について意見できるような仕組みにしてください。	回答1のとおりです。	無
39	条例 第3章 手続き等 協議会の 設置について	条例施行規則(案)別表第2には、区域の見直し、資力と信用、環境、景観及び地域経済に及ぼす影響評価などの事項があり、それぞれにかなり専門的な知識が必要です。事業区域については、その周辺区域の生態系を含めた自然環境に配慮することが不可欠です。協議会に参加する人選はどうしますか。具体的に教えてください。	回答1のとおりです。	無
40		一定の発電量が確保(この数値があれば知りたいです)された時点で、それ以上は発電所の開設をストップするのか、あるいは申請次第で増設を続けるのか、教えてください。	回答31のとおりです。	無
41		「再生エネルギー事業だから」というだけで諸手を挙げて賛成することはできません。 メリットがあれば必ずデメリットがあります。デメリットとしては、この事業も「一般的な開発」であり、それが自然環境に及ぼす影響は同じだからです。 風力にしても太陽光にしても、発電所となると広い面積を開発することになります。 自然環境は、いったん壊せばそれまでの生態系は元には戻りません。 重機が入ったり外来種のタネの吹き付けなどすると特に。 そのことは、ほ場整備で畦の多様な植物が消えてしまったことから明らかです。 歌垣のギフチョウが消えたのはなぜですか。その反省と検証はされているのでしょうか。 風力発電では、鳥類への影響としてバードストライクがよく知	現在は他法令の基準を満たせば町内のどこにでも設置が可能となっています。条例は区域設定を行い、保護しなければならない地域、配慮が必要となる地域、普及する地域を定めるものです。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
		<p>られています、特に、餌場となる草地の出現による猛禽類への影響が懸念されています。</p> <p>低周波音も考慮しなくてはなりません。</p> <p>太陽光発電では、反射して光る鏡面を水と認識して飛来し産卵行動をする水生昆虫が観察されています。周辺への反射光や輻射熱への考慮も必要です。</p> <p>設置に向けてのゾーニングがされていますが、能勢町にとっては不十分です。町内のほとんどの地域では、三草山や地黄湿地のような生物調査は行われていません。</p> <p>行政は「重要な／大切な生き物」「希少種」ということを強調されますが、生態系を考えると、重要でない生き物はいませんし、希少種という種もいません。</p> <p>かつては町内のあちこちで見られたいわゆる普通種が、いま激減して絶滅に瀕している(あるいはすでに絶滅した)という現状をご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>「まだいる」は「最後のひとつ」かも知れないのです。</p> <p>そのような危機感をお持ちでしょうか。</p>		
42		<p>『能勢町環境基本条例』第3条は「基本理念」です。</p> <p>(3)には「地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し」との文言があります。</p> <p>「生物多様性の保全に向けた取り組み」を打ち出している能勢町のすばらしい指針だと理解しています。</p> <p>「将来像の実現」p7未来へつなぐ「豊かな自然環境・生物多様性」をどのように捉えていますか。</p> <p>「貴重な緑豊かな自然」を、行政は具体的に把握していますか。</p> <p>「計画的に保全」のための具体的施策がありますか。</p> <p>「自然環境や生物多様性を守る活動」を町民とともに考え、すみやかに実行すべきではありませんか。</p>	<p>ご意見の内容については、条例(案)、施行規則(案)に関わるものでないため、回答を控えます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p>	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
43		環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」と読み比べると、具体性に乏しく、本当に共存できるのか心配になりました。あいまいなところのないようにしていただきたい。	施行規則(案)別表第4にて環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」をはじめ関係法令、各ガイドライン遵守と規定しています。	無
44	条例 第2条3	「再生可能エネルギー発電事業は、生活環境、自然環境及び景観に配慮しつつ、防災・減災、産業振興、地域活性化等の視点も取り入れた上で、適正に行われなければならない」とありますが、視点の基準がわかりません。どこかに書かれているのでしょうか？条例で具体的に示さないと、人それぞれの考えで設置されるのではないのでしょうか。具体的に示してほしいです。その具体的な内容は住民の意見を取り入れてほしいです。	具体的な基準につきましては施行規則(案)別表第4に記載しています。	無
45	第14条	「当該事業区域の周辺関係者に対しあらかじめ説明会を開催するなど」とありますが、周辺関係者がわかりにくいです。周辺住民、及びその他の町民としてほしいです。又、一方的な説明会ではなく、意見交換会等、双方向のコミュニケーションを必須としてください。 周知の方法は、「など」ではなく、円滑に進める上で、最も伝わると考えられる回覧板を必須にしてください。又、地域住民に懸念がないかを必ず聞き取るようにし、その懸念を取り除いてから事業を進めるようにしてほしいです。 「努めなければならない」としていると、「はい、努めました」と言うだけで、努めたことになるのではないのでしょうか。務めた内容と結果を審査し、町民にも伝えてほしいです。	回答13のとおりです。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
46	第6条	協議会について具体的な説明を入れてください。どのように選ばれ、どんな人が含まれるのか。そこには町民の代表者(議員ではなく)も含まれること、又、生活環境、自然環境及び景観、防災・減災、産業振興、地域活性化等の視点で諮れる専門家を含めてください。老若男女等、多くの視点で協議されることを希望します。	回答1のとおりです。	
47		SDGs等、うわつつらの良いことを新聞折り込みチラシ等と言っても結局は事業者自身の儲けを考えていることが多いようなので、心の底から地域や地球に貢献しようとする事業者かどうか見極めるためにも、制限の多い条件にしてほしいです。	ご意見ありがとうございます。	無
48	第1条 第6条 相談窓口と協議会の設置	相談窓口と協議会のメンバーは、地域市民の声を聞き、環境や発電の知識を持つもので構成され、公正であり常にお互いが連携される機関であることを望みます。	回答1のとおりです。	無
49	第13条 第14条 環境配慮の取り組みと地域経済発展の為の措置	環境、景観を考慮するのか、地域経済の発展を優先するのかを決めるのは、土地の所有者や同じ区域の住民だけではなく、近隣区域の住民と共に意見交換をした上で決まってからの、説明会であるべきだと思います。決まってからの説明会(報告会)ではきちんと住民の声を聞いたことにならないからです。	回答13のとおりです。	無
50	第2条4	相談窓口はどのような人(どのような知識をもった人)が担当するのか、また任命者は誰なのかある程度規定しておいた方がいいと思うがいかがでしょうか。協議会と連携できるとスムーズに検討できるかと思いますが、いかがでしょうか	回答1のとおりです。	無
51	第6条1	協議会の構成メンバーには有識者や地域住民を含んだ方がいいかと思います。メンバーについて想定されていますでしょうか。	回答1のとおりです。	無

番号	意見内容	ご意見 ※一部要約している場合があります。	町の考え方・対応 (意見等の処理)	修正の 有・無
52	第14条2	説明会の結果報告について、住民の意思(賛成、反対等)について町長に確認できるように、報告内容をある程度規定した方がよいかと思うが、いかがでしょうか。	施行規則(案)様式第8号のとおりです。 結果につきましては回答13のとおりです。	無
	第2条		回答5、回答8、回答9に記載していますが、条例(案)第2条の記述ではわかりにくいと判断しまして、第2条第4項を第4条、第2条第5項を第6条、第2条第6項を第7条とし、第4条を第8条とし以降の条も同様に変更します。	